

大阪狭山市議会における正副議長室開放事業の実施に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市民の声を議長等が直接聴くことにより、市民の市政及び議会活動に対する関心、理解及び参加意識の高揚につなげ、大阪狭山市議会における市民に開かれた議会をより一層推進するため、大阪狭山市議会における正副議長室開放事業（以下「正副議長室開放」という。）を実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「議長等」とは、議長並びに副議長及び正副議長室開放において行う懇談（以下「正副議長懇談」という。）の内容に応じて議長が指名する常任委員会の委員長又は議会運営委員会の委員長をいう。

(対象)

第3条 正副議長室開放に参加できる者は、市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者（中学生以上）及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体で、2人以上5人以内のものとする。

(事業の開始時間等)

第4条 正副議長室開放は、午前10時から午後4時までの時間帯に開始するものとし、次の各号に掲げる日は実施しない。ただし、議長が特に必要と認めるときは、時間帯等を変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 議長及び副議長並びに議会の公務の日

(申し込み等)

第5条 正副議長室開放に参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、正副議長室開放参加申込書（様式第1号）又はこれに準じた必要な事項を記載したもの（以下「申込書」という。）により、申込者の正副議長室開放の参加を希望する日（以下「懇談希望日」という。）の2週間前までに、あらかじめ議長に申し込まなければならない。

2 議長は、前項の申し込みがあったときは、その内容を速やかに確認し、正副議長室開放の参加を決定したときは、正副議長室開放参加決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、参加できないことを決定したときは正副議長室開放参加保留（不決定）通知書（様式第3号）により、懇談希望日の1週間前までにその旨を申込者に交付するものとする。

3 決定通知書の交付を受けた申込者は、当該決定通知書が交付された年度内に第1項の申し込みをすることはできない。ただし、議長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

（事業の実施）

第6条 正副議長室開放は、原則として大阪狭山市役所内の正副議長室において行う。

2 正副議長懇談は、市政及び議会に関することについて建設的な提案等を意見交換することとし、前条第2項で決定した時刻から45分以内で実施するものとする。ただし、正副議長懇談の内容が次の各号のいずれかに該当すると議長が認めるときは、正副議長懇談の中止又は内容の変更を求めることができる。

(1) 過去に正副議長室開放に参加された方で、その過去に行った内容と同じ趣旨の場合

(2) もっぱら苦情又は要望の場合

(3) 特定の個人又は団体に対する誹謗中傷の場合

(4) 特定の個人又は団体の間における紛争の解決又は仲裁に関する場合

(5) 公序良俗に反する場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、議長が正副議長室開放を実施する上で不適切と認める場合

3 前項本文の規定にかかわらず、議長は、当該日が議長の公務の都合により実施することが困難であると判断した場合は、正副議長室開放を中止し、直ちに当該申込者にその旨を通知するとともに、再度の日程調整を行うものとする。

（記録）

第7条 議長等及び申込者が正副議長懇談を記録する方法は、聞き取り又は筆記に限るものとする。

2 議長は、前項に規定する記録を議会事務局職員にさせることができる。この場合において、申込者の同意がある場合に限り、聞き取り又は筆記以外の方法により記

録することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による申し込み等の手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても、この要領の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）大阪狭山市議会議長

（申込者）住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

電話番号

正副議長室開放参加申込書

大阪狭山市議会における正副議長室開放事業に参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 希望日時

- | | | | | |
|----------|---|---|---|-----|
| (1) 第1希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |
| (2) 第2希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |
| (3) 第3希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |

2 懇談内容

- (1) 件 名
- (2) 具体的な内容

(裏面)

(留意事項)

- 1 正副議長室開放に参加できる者は、市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者（中学生以上）及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体で、2人以上5人以内とします。
- 2 正副議長室開放は、午前10時から午後4時までの時間帯に開始するものとし、次の各号に掲げる日は実施しません。ただし、議長が特に必要と認めるときは、時間帯等を変更することがあります。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) 議長及び副議長並びに議会の公務の日
- 3 議長等との懇談は、市政及び議会に関することについて建設的な提案等を意見交換することとし、その時間は45分以内とします。ただし、その懇談の内容が次の各号のいずれかに該当すると議長が認めるときは、正副議長懇談の中止又は内容の変更を求めることがあります。
 - (1) 過去に正副議長室開放に参加された方で、その過去に行った内容と同じ趣旨の場合
 - (2) もっぱら苦情又は要望の場合
 - (3) 特定の個人又は団体に対する誹謗中傷の場合
 - (4) 特定の個人又は団体の間における紛争の解決又は仲裁に関する場合
 - (5) 公序良俗に反する場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が正副議長室開放を実施する上で不適切と認める場合
- 4 申込書は、希望日時のうち最も早い日の2週間前までに届けてください。

年 月 日

様

大阪狭山市議会議長

正副議長室開放参加決定通知書

年 月 日付けで申込のあった正副議長室開放事業の参加について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 日 時 年 月 日（ ） 時 分から

2 場 所 正副議長室

3 連絡事項 参加当日は、この決定通知書をご持参の上、上記の日時に
大阪狭山市役所3階の議会事務局までお越しく下さい。

年 月 日

様

大阪狭山市議会議長

正副議長室開放参加保留（不決定）通知書

年 月 日付けで申込のあった正副議長室開放事業の参加について、
下記のとおり保留することと決定しましたので通知します。

記

1 希望日時

- | | | | | |
|----------|---|---|---|-----|
| (1) 第1希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |
| (2) 第2希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |
| (3) 第3希望 | 年 | 月 | 日 | 時から |

2 保留とした理由及び今後の対応